

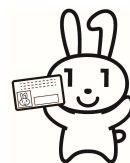
# 結城市国民健康保険に ご加入されている方の健康保険証の有効期限は 令和7年7月31日に満了となりました。



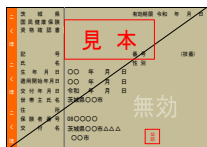
今までお持ちの健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせは、  
必ず今回送付した書類と差し替えてご利用ください。

(70歳未満の方の資格情報のお知らせは記載事項に変更がない場合は  
更新不要ですが、今回は記載事項の変更があるので、必ず差し替えてください)

## マイナ保険証をお持ちの方には 資格情報のお知らせ(A4判)が届きます！



- ・ 資格情報のお知らせが届いた方は、**マイナ保険証**で医療機関等を受診してください。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- ・ **資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。**



## マイナ保険証をお持ちでない方には 資格確認書(カード型)が届きます！

- ・ 資格確認書が届いた方は、**資格確認書**を医療機関等の窓口に提示することで、**これまでどおり受診等できます。**
- ・ マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、**申請によらず**交付されます。
- ・ マイナ保険証をお持ちであっても、**障害をお持ちの方やご高齢の方など、配慮が必要な方は、申請することで資格確認書が交付されます。**

### ■今回交付する書類の有効期限

| 資格情報のお知らせ        |                                            |
|------------------|--------------------------------------------|
| 70歳以上<br>75歳未満の方 | 令和8年7月31日まで<br>※75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日まで |
| 70歳未満の方          | 有効期限はありません。                                |

| 資格確認書                                             |                          |
|---------------------------------------------------|--------------------------|
| 資格確認書の有効期限は、原則、令和8年7月31日までです。ただし、以下の方は有効期限が異なります。 |                          |
| 75歳の誕生日を迎える方                                      | 75歳の誕生日の前日まで             |
| 70歳の誕生日を迎える方                                      | 70歳の誕生日の末月まで(1日生まれは前月末日) |
| 外国人の方                                             | 在留期限まで                   |

※75歳の誕生日を迎える方には後期高齢者医療制度の資格確認書を、  
70歳の誕生日を迎える方には国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します。  
在留期限を更新した方には、資格確認書を郵送します。

# マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

## ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

## 他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン  
・マイナンバーカード  
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード  
の保険証利用につい  
てもっと知りたい方  
はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare